

No.434

# 研究所通信



●ホームページアドレス <https://blhrrri.org>

## 2023AIAIフェスタファイナル 「出会い・ふれあい・ささえあい」開催

2023年11月3日(祝・金)、部落解放・人権研究所が入居しているHRCビルの活動内容を知っていただくとともに、「食」を通して地域のみなさんとの交流をめざすイベント『AIAIフェスタ』が開催されました。



デューク更家さんによるウォーキングレッスン



研究所は、大阪府人権協会さんと一緒に、たこせんを出店しました

### もくじ

年頭挨拶 / 谷川雅彦代表理事	2	第44回人権・同和問題企業啓発講座第2部を開催	
第1研究部門「部落史の調査研究」第44回公開講座 報告	4	/ 2024年度大型集会スケジュール	10
第1研究部門「部落史の調査研究」第45回公開講座 報告	5	はじめての移動人権展3 開催	11
包括的差別禁止法の実現をめざして! 意見交換会	6	世界人権宣言75周年記念大阪集会 報告	12
第12回マスコミ人権懇話会 報告	7	2023「AIAIフェスタ ファイナル」開催!	13
解放大学同窓会 総会・記念講演を開催	8	リレーエッセイ	14
第36回人権啓発東京講座を終えて	9	参加者募集 / 事務局便り	15

## 理事からのメッセージ

## 2024年の年頭にあって

代表理事 谷川 雅彦



研究所は水平社100年にあたる2022年3月に、「すべての人の無差別平等の実現に関する法律案」を発表した。内田博文九州大学名誉教授を代表とする「差別禁止法」研究会の10年に及ぶ調査研究の成果である。

2023年は日本の差別禁止法をはじめとする人権の法制度の整備がいかにも遅れているかを赤裸々にした年であった。

イギリスのBBCが旧ジャニーズ事務所（現スマイルアップ）の故喜多川氏の性加害を題材にした長編ドキュメンタリーを放送したことをきっかけに、旧ジャニーズ事務所の所属タレントらの実名での告発が相次ぎ、沈黙してきた日本メディアも問題を報道、国連人権理事会「ビジネスと人権」作業部会が調査に入った。「外部専門家による再発防止特別チーム」が発表した調査報告書は「長期間にわたって性加害が繰り返されていた」とし、被害者数は「少なく見積もっても数百人がいるという複数の証言が得られた」ことを明らかにした。

自民党の杉田水脈衆議院議員が国連女性差別撤廃委員会の会議に出席した朝鮮民族やアイヌ民族女性に対し「チマ・チョゴリやアイヌ民族のコスプレおばさんまで登場」「同じ空気を吸っているだけでも気分が悪くなる」とブログに投稿した問題で、札幌法務局と大阪法務局が杉田議員の「人権侵犯」を認定した。しかし杉田議員は認定後も「私は差別していない」と主張する動画を投稿、SNSに「強制力のない任意の措置」「人権の定義に法的根拠はない」「制度としておかしい」などと書き込むなど、自身が被害者だとの認識を示している。

この他にも自衛隊内でハラスメント問題が相次いでいる。性暴力事件を受けて実施された調査では1325件の申し出があり、うち179件がセクハラ疑いがあった。宝塚歌劇団の劇団員が急死した問題で、遺族は事件の背景に先輩からの暴言などのパワハラや過労死ラインを大幅に超える長時間労働があったと謝罪と補償を求めている。

もし日本に差別禁止法があったなら、人権委員会があったなら。私たちが作成した法案の第3条には「この法律において、社会的少数者に対する差別とは、信教、信条、政治

的意見、人種、皮膚の色、民族、国籍、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等に基づく、あらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し若しくは行使することを妨げ又は害する目的若しくは効果を有する行為若しくは言動をいう」と差別を包括的に定義し、第4条で「何人も、第3条第1項の規定する差別をしてはならない」とあらゆる差別を禁止している。

第12条では国家行政組織法の規定に基づいて、第1条の目的を達成することを任務とする「人権委員会」を設置することを規定し、第13条で「人権委員会」の役割として「人権侵害による被害の救済及び予防、被害者の名誉及び権利回復に関すること」などを規定している。そして、具体的な救済手続きについても第29条で「何人も、差別による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、その旨を申し出て、当該被害の救済又は予防を図るため適当な措置を講ずべきことを求めることができる」と、第30条で「人権委員会は、差別の解消及び再発防止、差別による被害の救済、被害者の名誉及び権利の回復に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができる。この場合においては、人権委員会は、関係行政機関に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる」と、第32条で「人権委員会は、第30条の調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。二 当該差別行為又は差別言動に関係のある文書その他の物件の所持人に対し、その提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。三 当該差別行為又は差別言動が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること」などの権限を規定している。

首相秘書官の同性婚をめぐる発言や総理の国会答弁、LGBT理解増進法をめぐる議論においても、差別禁止法の必要性は浮き彫りになった。「世界では理解増進ではなく差別を禁じ、同性婚を認める流れにある」「理解増進の法案を出すことですら議論をしているというのはいかがなものか」との十倉雅和経団連会長の発言は重要だ。経済界も差別禁止法の必要性を理解している。いよいよ差別禁止法の制定は待ったなしの課題になっている。

差別禁止法の実現へ研究所は微力ながらマイノリティのプラットフォームとして責任と役割を果たしていきたい。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 報告

## 第1研究部門「部落史の調査研究」

## 第44回公開講座「兵庫の部落解放運動史を考える」

11月11日（土）、上記テーマの公開講座をHRCビル4階研修室で開催しました。発表者は、ひょうご部落解放・人権研究所研究員の高木伸夫さんで、機関誌『ひょうご部落解放』183号（2022年9月）で「水平社100年」の特集を組んだのを契機として、従来の研究整理を連載されていることを踏まえ、今回、その成果に融和運動との関連も含め発表していただきました。

高木さんの発表は、従来の研究が見逃していた点や不明確な点を次の5点に絞って提示されました。具体的には、①兵庫県水平社の創立時期と委員長選出過程について、1922年11月説が1923年7月説に転換していることへの補足、②初代委員長長田調五郎の解任から2代委員長岸本順作選出への背景に栗須七郎と南梅吉との対立が兵庫県にも波及していた事情が見られる点、③労働運動にも関わった全国水平社中央委員・兵庫県連合会委員長前田平一の再評価の必要性、④高松差別裁判取消請願行進隊に参加し1935年に県連執行委員長となった小西松之助と副委員長谷口貞次郎の対立背景、⑤兵庫県清和会の水平運動観や融和行政の独自性についてです。

発表後の補足では、普通選挙実施への期待と不安、1926年に清和会神崎郡支部の副支部長であった清水喜市が、1930年当時、水平社県連副委員長を務めているという水平社員の清和会への接近、内部自覚運動をめぐる論争などが指摘されましたが、興味深いのは⑤の整理年表とも関連して、水平運動の活動家が清和会と密接な関連をもっていたと指摘されていたことです。たとえば2代委員長岸本は清和会第3回大会で水平社と清和会の綱領は殆ど相違ないと発言したようです。また清和会の職員は中央融和事業協会の山本正男ともつながっており、今後のより詳細な解明が求められています。

高木さんの発表に対し、①～⑤に関する史料等の確認作業をするとともに、兵庫における水平運動の背景はどうであったか、1923年の別府事件とはどのような事件か、また融和運動と水平運動を関連づける理論はどのようなものか、などの質問が提起されました。高木さんによれば、改善運動、米騒動等についても再点検が必要ということですし、官憲史料や新聞資料を中心に作業をしたので天皇観などの解明も課題として残されているとのことでした。

(八箇 亮仁 / 第1研究部門 部門長)

## 報告 第1研究部門「部落史の調査研究」

## 第45回公開講座

## 「南王子村の居住地移転の歴史的意義と、幕末期の逞しい経済活動の一端」

12月2日（土）、藤野徳三さん（南王子村研究会）による研究発表が公開講座として行われました。発表は、大きく次の二つの内容にまとめることができます。「元禄12年の居住地移転の背景と、上泉郷の村領内での新しい村づくり」と「幕末期の竹皮直買と鹿皮の大量移入の捉え直し」です。

南王子村（和泉国泉郡内の「かわた村」）は、他の「百姓村」に政治的に従属しない「一村立」の行政村でしたが、そのことを確立できたのは、「元禄12年の居住地移転」です。南王子村の人たちは、それまで信太郷の王子村領内にあった自らの居住地（集落）を隣接する上泉郷内の自らの村領（南王子村）内に移転したのです。王子村による南王子村の「枝郷化」（政治的従属）を阻止するためです。王子村の村領内に居住する限り、その支配（不利益）を拒否できないと判断したからなのですが、その事情を明確に示す史料が、今回の発表で提示されました。『大阪の部落史』第一巻所収の「鬼洞文庫」所蔵の史料「南王子村が屋敷地移転願を提出する」です。この史料によって、『奥田家文書』（全15巻）所収の史料からは知り得なかった「（元禄11年）三月六日の正式願書提

出から、小笠原藩役人への移転許可届までの経緯」が分かるようになりました。

幕末期の南王子村の生業（経済活動）について、人口増や別家などの村内の動向とも関連させて、『奥田家文書』を徹底的に活用（整理・分析）して、より豊かに、より具体的に明らかにされたことが、今回の藤野さんの発表の魅力の一つです。特に、「幕末期の逞しい経済活動の一端」として、「竹皮の直買」と「鹿皮の大量移入」について明らかにされました。雪踏表の原材料である竹皮を、八幡（山城国）など広範囲の地から「直買」していたことや、その竹皮処理の「賃仕事」に、身分を越える村から「雇用」していたことなどは注目すべきことです。また、鹿皮の商取引が身分を越えて広範囲に及んでいることも示されました。「かわた村」の経済活動の展開が、その身分の内に閉じられてはいないことを示すものです。

歴史研究や歴史叙述において、今ある史料の徹底的活用と新たな史料の発掘は命です。藤野さんの発表によって、このことを改めて実感することができました。

(畑中 敏之 / 第1研究部門 運営委員)

## 包括的差別禁止法の実現をめざして！

日本における「包括的差別禁止法」の制定をめざして、部落解放・人権研究所では、2013年9月に「差別禁止法研究会」を立ち上げました。その調査研究の蓄積をもとに、2022年3月に「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」(包括的差別禁止法案)を公表しました。同年12月には、国連が“Protecting Minority Rights; A Practical Guide to Developing Comprehensive Anti-Discrimination Legislation”を発表しました。その日本語版『包括的差別法制定のための実践ガイドマイノリティの権利を守る』が、IMADR(反差別国際運動)によって作成され、2023年11月にIMADRのホームページ(<https://imadr.net/>)に全文が掲載されました。

この実践ガイドの作成にかかわられた、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)人権オフィサーのClaude Cahn(クロード・カーン)さんが、11月14日(火)に当研究所を訪問され、差別禁止法研究会の取り組み及び包括的差別禁止法案について意見交換をおこないました。クロードさんの他に、IMADR顧問で実践ガイド日本語版作成チームの代表でもある林陽子さん、IMADR事務局長代行の小森恵さん、ヒューライツ大阪所長の三輪敦子さん、通訳の岡田仁子さんが来所され、当研究

所の谷川・棚田・今井が対応しました。また、オンラインでも、「差別禁止法研究会」メンバーである、DPI日本会議、熊本学園大学水俣学研究センター、ヒューライツ大阪の皆様に参加いただきました。

包括的差別禁止法の実現にむけて、差別禁止法研究会では、①さまざまな被差別当事者と連携しながら立法事実となる「差別の実態」を収集しつつ、②被差別当事者のプラットフォームをつくってきたこと、そして今後は③差別禁止法を求める世論を喚起していきたいと考えている旨を報告しました。報告を受けて、クロードさんからは、ヨーロッパのように差別禁止法制定のプレッシャーがない日本で、どのように差別禁止法をつくっていくのかが興味深いとのコメントがありました。その際、取り組みをとおして、さまざまな当事者とともに経験を共有されてきたことが財産になると評価いただきました。

(棚田 洋平)



意見交換会のようす

## 《報告》 第12回 マスコミ人権懇話会

第12回マスコミ人権懇話会を10月17日、HRCビルで開催し、在阪のテレビ局や新聞社などのマスコミ関係者ら約30人が参加しました。マスコミ懇話会は部落解放同盟大阪府連合会と部落解放・人権研究所の共催で開催しています。

報告①では、「鳥取ループ・示現舎による『部落探訪』動画等に対する訴訟」について、部落解放同盟大阪府連合会の高橋定書記長と富田林支部の原告の方から報告が行われました。

全国の部落を特定しネット上で暴露する「部落探訪」の投稿では、全国300以上の部落がブログや動画などネット上で掲載されています。大阪府内でも33地区25支部が被害を受けています。

今年6月の『全国部落調査』復刻版裁判では、部落の地名リストのネット上の公開・出版は「差別されない権利」を侵害するものであり、違法であるとの判決が下されました。しかし、示現舎は裁判中も全国の部落を動画やブログで晒し続けており、これらの投稿を削除させるためにはあらためて削除を求めた裁判を起こす必要があります。今回、被害を受けている富田林支部の原告の方からは、「部落探訪」削除を求めた裁判に原告として立ち上がることになった経過と決意が述べられました。

報告②では、「読売テレビの社内人権研修等の取り組み」について、読売テレビ放送株式会社ESG推進局の川村好弘さんからの報告が行われました。読売テレビでは2019年5月、番組内でトランスジェンダーに対する差別的な取材と放送をおこなったことを反省し、再発防止に向けて全従業員に対する人権研修を継続的に実施してきました。性的マイノリティをはじめ西成問題、部落問題、在日コリアンなどの人権研修を実施しました。

しかし、2020年から新型コロナ感染防止のため対面研修が実施できず、動画配信(事前収録)に切り替えました。対面研修では300人が限界でしたが、動画配信では外部プロダクションのスタッフをはじめ1600人が受講することが出来るようになりました。視聴しやすいように講師とアナウンサーの対談形式や、テロップや動画挿入などテレビ局の編集技術を生かした動画コンテンツとしてより効果的な人権研修の動画編集に工夫をこらした取り組みが展開されてきたことが報告されました。



高橋定さん(部落解放同盟大阪府連合会書記長)による報告の様子

(川口 泰司)

## 解放大学同窓会 第6回総会・記念講演を開催

部落解放・人権大学講座同窓会第6回総会と記念講演が、10月21日にHRCビル5階ホールで開催されました。

総会は2年毎で、前は2021年10月でオンラインによるものでした。今回は4年ぶりの対面開催で、33名のご参加をいただきました。

総会は、まず、今年度の解放大学助言者でもある会長の堀井悟さんにごあいさついただき、来賓として、研究所の棚田洋平業務執行理事兼事務局長、大阪同和・人権問題企業連絡会の大山健吾常務理事からごあいさついただきました。

その後、報告事項を小西愛里紗事務局担当から、今後の活動案を川口泰司業務執行理事から提案がありました。

報告事項として、①第5回(2021年度)総会以降の取り組みは、新型コロナウイルス感染拡大により、修了生研修会がほとんど実施されなかった。②修了生の取り組み報告や、研究所が実施する講座・学習会などの情報を配信する「同窓会メール」が、新型コロナの影響で紹介するイベントも少なく配信が減少した。③2021、2022年度の修了生通信「あしはら」を発行し、研究所ホームページに掲載した。内容は、コロナ禍の中、報告できる修了生研修会や交流会がなく、発行年度開講の講座実施報告などを掲載した。④総会と記念講演について、例年は研究所総会に相乗りする形で平

日に実施してきたが、今年度は個人でも参加しやすいよう土曜日に開催とした。

今後の活動案について、①各期の修了生研修会や交流会の取り組みの実施を検討いただきたい。②修了生の取り組みや、開講中の解放大学の様子、研究所の開催イベントなどを「同窓会メール」で紹介する。③修了生通信「あしはら」は、修了生の取り組み報告や、開講した解放大学の報告などを、毎年度末に研究所ホームページに掲載する。④次回の総会・記念講演は、2025年度に開催する。多くの修了生が参加できるような内容、開催方法等を検討する。と、提案されました。

また、同窓会役員について、2019年から務めていただいた会長の堀井悟さん、副会長の部谷佳昭さんをご退任され、新会長に鷹家誠治さん、副会長に山崎紳司さんに担っていただくこととなりました。

その他、長い間助言者をしていただいた、安藤正彦さん、井上泰子さん、山本良清さんのご勇退への御礼、解放大学開講50周年を迎える2024年に記念誌を発刊する報告をし、総会を閉会いたしました。

休憩をはさみ記念講演『「ごめん、聞いてごめんな…みやりけの人々の聞き取り」を制作するにあたって』を、あわじ寺子屋副理事長の大賀喜子さんに、刊行までの経緯、熱い想いをお話いただきました。

(倉澤 弘)

## 第36回人権啓発東京講座を終えて

### 「人権感覚をみがくと、いろんなことが目に留まる」

人権啓発東京講座は、毎年幅広い分野から様々なテーマを取り上げています。定番中の定番から新しいテーマまで多岐にわたっています。(受講生から「はじめて聞いた！」なんて感想をいただいたテーマもありました)

講師には各分野の第一線で活躍している人たちを迎え、問題の基本を押さえつつも最先端の話も飛び出し、実に貴重な機会となったことでしょう。また、講師自身がその社会問題の“当事者”であることも多く、今年度の講座も論理だけではなく体験に伴った説得力のある内容でした。

また、実際に見て、触って、肌で感じ取ってもらうフィールドワークは、当講座の醍醐味と言えるでしょう。グループディスカッションでは交流を深め、人権担当者としての悩みや不安を分かちあう様子がかがえて、私も大変うれしく思っています。「人権」という、ともすれば敬遠しがちなテーマを、真剣、かつ、フランクに話し合える仲間を持つことは、人権を理解する上でとても大切なことだからです。

講座終了後、受講生の皆さんから「日常の中で、人権に関する出来事や問題が目に入ってくるようになった」「様々な人権に関する興味・関心のアンテナを広げることができるようになった」という声をたくさんいただきました。講座での経験や学びを職場や暮らしの中で生かし、意識を変革させていく姿に感銘を覚えています。



対面講義で、グループ討議をしている様子



長野フィールドワークで、差別戒名の説明を聞く受講生

世界のいたるところで、今この瞬間も、命の尊厳が脅かされている人たちがいます。こんなときだからこそ、受講生の皆さんと共に人権を学び、より深く理解する経験を積めたことは、私にとっても貴重な時間でした。ありがとうございます。

(外川 浩子 / 人権啓発東京講座事務局)

## 第44回 人権・同和問題企業啓発講座【第2部】の開催

※【第1部】については前号 (No.433) にて掲載

2023年度の第44回人権・同和問題企業啓発講座【第1部】に続き、【第2部】(11月1日(水)～11月30日(木))を開催しました。

「今企業に求められるビジネスと人権への対応」として田瀬和夫さんに、「公正採用選考と人権～IT革命の進化をふまえて～」を北口末広さんに、「LGBTQを取り巻く法と社会」として立石結夏さんに、「義務化まで半年！合理的配慮を理解しよう～改正障害者差別解消法と共生社会の実現～」を尾上浩二さんよりご講演いただきました。文字数の関係でテーマとお名前のみのご紹介となりますが、どのご講演につきましても、ご視聴くださった参加者からのアンケートでたいへん好評をいただいております。

第44回は【第1部】【第2部】を合わせ約950人の方々にご視聴いただきました。関係者のみなさまに御礼を申し上げるとともに、多くのみなさまに本講座をご視聴いただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後も、企業・法人に求められる人権課題への取り組みを後押しできる講座にしていきますので、次年度(第45回)もよろしく願いいたします。

(小西 愛里紗)

## 2024年度大型集会スケジュール

### 第49回部落解放・人権西日本夏期講座

期日：2024年6月13日(木)～14日(金)

会場：別府国際コンベンションセンター、ビーコンプラザ(大分県別府市)

参加費：6,000円 ※価格を変更しています。

### 第55回部落解放・人権夏期講座

期日(予定)：2024年8月22日(木)～23日(金) ※期日の確定は4月頃になります。

会場：高野山大学(和歌山県伊都郡高野町)

※宿泊費の価格が変更になります。

### 第39回人権啓発研究集会

期日：2025年2月4日(水)～5日(金)

開催市：奈良県橿原市

※会場については調整中です。

### 第45回人権・同和問題企業啓発講座 ※期日等は未定です。

## はじめての移動人権展3

### 太鼓って何だろう 職人の技と文化 2023年12月8日～13日開催

3回目を迎える「はじめての移動人権展」、2023年度は「太鼓」をテーマにしてエル・おおさか本館のギャラリーで実施されました。移動人権展は2021年にはじまり、その年は「部落問題ってなんだろう？」をテーマに、2022年は「大阪府水平社100周年記念とともに考えよう！部落問題の歴史と今」をテーマに開催してきました。部落解放・人権研究所そして世界人権宣言大阪連絡会議は第1回目から実行委員会に加わっています。

今回は、Ⅰ太鼓の歴史、Ⅱ文化と芸能、Ⅲ太鼓づくりの職人の技、そしてⅣ被差別部落との関わりという4つのテーマに添ったパネル展示に加え、日本だけではなく、世界各地の太鼓等の展示、そして『渡辺村の太鼓』といった動画の上映を行いました。

太鼓は元々中国ではじまり、朝鮮半島を経て、日本に伝わっています。正倉院には古代の太鼓が納められ、中世の太鼓は絵巻物などに描かれています。ベトナムでは動物の毛が生えたままの皮を使った太鼓などもあります。日本の太鼓は東北の針葉樹を使うことが多く、その胴の中には太鼓を作った時期と職人の名前が書かれています。今回、展示した太鼓にも正保元年

(1644年)二月吉日に作られたこと、文政四年(1841年)五月に皮の張り替えを行ったことが、職人の名前と共に刻まれていました。達筆な字体で書かれた名前から、職人の誇りを感じられます。

太鼓づくりはその材料に牛皮革が必要ですが、日本では歴史的に死牛馬の処理を被差別民が担ってきました。そのような歴史も含めた太鼓づくりの技術や文化は、差別との闘い、差別からの解放という誇りでもあります。

移動人権展の展示物は、リバティおおさかの所蔵資料を基に用意されています。パネルは貸し出しも行っていきますので、みなさんの地元でもこの移動人権展を開催し、部落に関わる歴史や人権にかかわる現代の課題、差別解消の取り組みなどを伝える取り組みに参加しませんか。

(今井 貴美江)



## 世界人権宣言 75 周年記念大阪集会を開催 「いまこそ包括的差別禁止法を制定しよう」

2023年12月6日（水）コミ協ひがしなり区民センターにて、世界人権宣言75周年記念大阪集会を開催しました。お天気にも恵まれ約300名の参加者が来場されました。

基調講演では国連の「包括的差別法実践ガイドブック」日本語版作成チーム（IMADR）代表で弁護士でもある林陽子さんから、ご自身が取り組まれている女性の権利問題もふまえ、「実践ガイドブック」が示している、国家に包括的差別法を制定する義務があるとする根拠と、差別法の内容として①差別の禁止の範囲、②ポジティブ・アクションを採用する義務、③救済、④司法及び執行、⑤平等機関、⑥実施義務、があることを伝えていただきました。

シンポジウムはコーディネーターで法学者の谷口真由美さんの「何が差別かということをやっと考えないとダメです。そしてそれを禁止する法律が必要です」という一声から始まりました。そして司会の袈裟丸朝子・世界人権宣言大阪連絡会議事務局次長が「全国部落調査」復刻版差し止め裁判高裁判決の「差別されない権利」は画期的な内容ではあるが、包括的差別禁止法があればもっと早く判決に活かされたのではないかと訴えました。

続けて、部落解放・人権研究所差別禁止法研究会の内田博文代表が、研究会が作成した「すべての人の無差別平等の実現に関する法律（案）」を例に、法律の意義と盛り込むべき内容を説明し、個別法と包括法は車の両輪であり、個別法を積み上げ、包括法で共通のルールを作ること、差別禁止法と人権侵害救済法を一本化し、人権教育・啓発の実施、相談体制を充実させることや国内人権機関の設置を呼びかけました。

林陽さんは「国内人権機関がないことで、国連が日本に関して良質の情報を得られる場がなく、日本の人権政策は何十年も世界の潮流から遅れてしまっている。だからこそ差別法と国内人権機関を作ることが必要だ」と語られました。

また、参加者の半数近くを企業関係者が占める状況をふまえ、民間企業の責務・ビジネスと人権について、内田さんは、企業は人権を守っていく大きな担い手であり、差別をなくしていく主体として動いていただきたいと呼びかけ、林さんは、人権の視点を持っていない企業には投資をしない、購買しないという時代になりつつあり、包括的差別法が必要だと言いやすい時代に入ったとまとめられました。

（南田 恵子）

## 2023 「AIAIフェスタ ファイナル」開催！

去る2023年11月3日（祝・金）に「AIAIフェスタ ファイナル」が晴天のもと波除小学校第2・第3グラウンドを会場に開催されました。

「人と人との絆づくり、近隣住民との交流、人にやさしいまちづくり」を目的に、研究所が入居しているHRCビルの諸団体や部落解放同盟各支部がビル周辺の地域のみなさんとの交流をめざして2012年にはじまったAIAIフェスタ。感染症拡大の影響による休止をはさんで、数年ぶりの開催となりましたが、約2000人が参加され、大盛況でした。

オープニングイベントでは、実行委員長の赤井隆史さん（部落解放同盟大阪府連合会執行委員長）が開会のご挨拶をされ、来賓として大阪市港区の山口照美区長、藤田あきら大阪市議員にご挨拶いただきました。

ステージでは、市岡高校ダンス部、大阪府教育センター附属高校ダンス部から、力あふれ迫力あるダンスパフォーマンスが披露されました。また、INTIによるフォルクローレの演奏、尚福テューンによる沖縄ポップスの演奏があり、会場を大いに盛り上げていただきました。

スペシャルゲストとしてご登壇いただいたデューク更家さんによるウォーキングレッスンでは、普段の歩き方を見直して、より健康でいられる歩き方を、ストレッチやウォーキングを通じて伝授して

いただきました。

アミティーさんによるマジックショーは、驚きの連続で、会場のみなさんも歓声をあげて楽しんでいました。

会場の飲食コーナーでは、さいばし、新鮮野菜、新米の販売、河童ラーメンや、おでん、うどん、ホルモンミックス、ふくぜん天ぷら、韓国風焼きそば、ミルクせんべい、ポップコーンなどの食べ物の出店がありました。また、輪投げ、スーパーボールすくい、ヨーヨーつり、ベーゴマ、似顔絵など、遊びの出店もあり多くの参加者で賑わいました。

部落解放・人権研究所は大阪府人権協会さんと一緒に、たこせんを出店しました。

また、会場内では、子ども情報研究センターによる「子ども権利スタンプラリー」が開催され、スタンプを集めながら子どもの権利を考えてもらいました。

HRCビルの駐車場では、野球ユニフォーム姿のふわふわドームが設置され、子どもたちが行列をなして楽しんでいました。

最後には、タージンさんの司会による、ビンゴ大会が行われました。最終回とあって豪華な賞品に、ビンゴ番号の発表の度に緊張感に包まれ、当選した子どもからは大きな歓声があがり、大盛り上がりうちに「AIAIフェスタ ファイナル」を終えました。

（佐藤 晃司）



## 自由を手にする旅

私は旅にでるのがめっちゃくちゃ好きです。行ったことがない所に行くのも、リピートするのも大好きです。基本的には普段暮らしているような感じ+αくらいの(ハイ)テンションで旅にでて、観光やリゾート地でのんびり過ごしていたのですが、とあるリゾートに行ったときに「今ほんまに自由やなあ」と思える時間を過ごすことができました。

子どもたちも大きくなってきて、一緒にスポーツを楽しんだり、カフェでのんびり過ごせるようになったりと、大人と同じ行動ができるようになって負担が減ったのがありますが、そこでは様々なアクティビティがあり、滞在している間は自由に選んで参加できることに驚き、そして感激しました。

他の宿に比べて割高なのですが、リゾート内での追加料金がほぼなく(飲食・アクティビティ含む)、イベントなど好きに選んで参加できる選択肢が多い・気分や体調でしたいことを決められる。と、自分にとって良いポイントがたくさんありました。その中で一番心を動かされたのは「自分の好きに過ごせる=自由を実感できた」ことです。

滞在中、他の旅行者もバカンスをとっても楽しんでいる様子でした。私自身もい

ろんなイベントやアクティビティに参加し、リゾートでの時間を満喫しました。各イベントでは失敗したりちょっと恥づかしかったり…もありながら、参加者もスタッフもあたたかく見守ってくれたので私も子どももとってもリラックスして参加できました。

また、スタッフや旅行者の方たちともイベントを通して仲良くなり、良い出会いもできました。難点はやりたいことが多すぎて少ない滞在期間ではやりきれなかったということでしょうか。

普段、育児・家事・仕事…と時間や過程に追われた日々を過ごしていて「窮屈でしんどいな」と思うことがよくあります。そんな状況のなか自由に過ごすことは難しいし、旅に出ても周りの目や出費を気にして自制してしまっている自分がありました。ですが、この旅では「好きなことしてもいい」「失敗しても変でも大丈夫」そんな経験ができ、自分の中で意識の持ち方が変わり、とても心地いい時間を過ごせました。子どももいい経験・出会いができたようで、少し心持ちが変わったようです。何度も行きたいと思える旅でした。

## 参加者募集!! 2024.1~4 研究所カレンダー

- 1/23(火) 新春マスコミ懇談会 @HRCビル  
「ウェブサイト「部落探訪」の削除に向けて 一大阪地裁への仮処分申立」  
中井 雅人さん(弁護士)、南 和行さん(弁護士)
- 1/30(火) 第461回国際人権規約連続学習会 @HRCビル  
「パレスチナの平和はなぜ実現しないのか - ガザ人道危機と私たち」  
役重 善洋さん(同志社大学人文科学研究所嘱託研究員)
- 2/1(木)~2/2(金) 第38回人権啓発研究集会 @京都市
- 2/19(月) 第462回国際人権規約連続学習会 @HRCビル  
「変容する現代社会の部落差別—レイシズム研究の知見を踏まえて」  
阿久澤 麻理子さん(大阪公立大学人権問題研究センター/都市経営研究科)
- 3/21(木) 第463回国際人権規約連続学習会 @ドーンセンター  
「結婚の自由をすべての人に」  
大畑 泰次郎さん(「結婚の自由をすべての人に」訴訟関西弁護団)

### 第2研究部門「マイノリティと女性研究会」研究助成 募集!

第2研究部門「性差別構造の調査研究」(部門長:谷口真由美さん)で、「マイノリティと女性」をテーマにした調査研究への助成事業を2024年度より実施します。

対象は40歳未満の若手研究者等で、助成額は40万円です(申請締切:2024年3月29日)。詳細は、研究所HP掲載の「募集要項」をご参照ください。

対象となる方は、ふるってご応募ください!



2024年2月1日(木)、2日(金)  
に第38回人権啓発研究集会を京都市内

で開催します。会場の京都市勧業館「みやこめっせ」の近くにある、ロームシアター京都 敷地内(京都市美術館別館前) <京都市左京区岡崎最勝寺町13>は、全国水平社創立の地である岡崎公会堂の跡地です。1922年3月3日、この地に全国から被差別部落の当事者3000人が差別からの解放を求めて集まり、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」で結ばれる『水平社宣言』が採択されました。水平社創立から100年が過ぎた今、この地で反差別を訴え、人権課題を学ぶ集会を開催する意義を、講座の運営準備を進めながら考えています。

岡崎公会堂跡地には石碑が建立されています。集会に参加される方はぜひ訪れてみてください。(TS)

## 部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

## 入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A会員」 年会費 10,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B会員」 年会費 7,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』、「会員ページ」  
の閲覧他



研究所通信 434号 2024年1月1日（奇数月1日発行）

発行所 （一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <https://blhrii.org>

定価 100円（税・送料込：会員は会費に含む）